

福岡県公報

平成二十一年四月八日
第二千九百五十二号
増刊 ①

目次

規 則(第二十三号・第二十四号)	……………	三
福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(医療指導課)	一
福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課)	一
再 掲		
福岡県財務規則等の一部を改正する規則	(会計管理局会計課)	三
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	一
福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	二
福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	二
福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	三
福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	三
福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	四
福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局給与公平課)	四
福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事委員会事務局任用課)	四

規 則

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第二十三号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「養成施設が行った」を「養成施設が行った」に改める。

第三条中「よつて」を「よつて」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(期限前返還)

第十一条の二 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 返還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により、貸与を受けたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この規則の規定若しくは契約の条項に違反し、又は

知事の指示に従わなかったとき。

第十六条第一項第四号中「あつたとき」を「あつたとき」に、同条第二項第五号中「しなくなつたとき」を「しなくなつたとき」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十四号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）」を削り、同条第四号中「又は業務停止」を「業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に規定する講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十五条第一項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同項第一号中「学校を」を「学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類（建築実務の経験が必要な者に限る。）

第十五条第一項第四号中「縦五・五センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三センチメートル」に改める。

第十七条の二第一項中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六第二項」に改め、「する者」の下に「（次項第十一号において「指定申請者」という。）」を加え、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 指定申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

第十七条の三中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条

の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十七条の四第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又は口の規定に関する誓約書」を「第十条の五第二項第四号イ及びロに該当しないことを誓約する書面」に改める。

第十七条の五中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第十七条の六第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第十七条の七第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第十七条の八に次の一項を加える。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第十七条の九中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

第十七条の十中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条

の四第一項及び第三項」を「第十条の六第一項及び第三項」に、「第十五条の十三第二項」を「第十条の十五第三項」に、「第十五条の十四第四項」を「第十条の十六第三項」に、「第十五条の十五第三項」を「第十条の十七第三項」に改める。

第十条第十七号中「建築士法第8条の2第1号及び第2号並びに福岡県建築士法施行細則第8条第3項」を「建築士法第8条の2」に、「福岡県建築士法施行細則第8条第3項」を「福岡県建築士法施行細則第8条第3項」に改める。

「取消事由 死亡・失踪宣告・後見開始又は保佐開始の審判」を

- (1) 建築士法第8条の2第1号(死亡)
- (2) 建築士法第8条の2第2号(同法第7条第2号に該当)
- (3) 建築士法第8条の2第3号(同法第7条第3号・第4号に該当)
- (4) 福岡県建築士法施行細則第8条第3項(失踪宣告)

に改め、同法(法)2中「死亡、失踪宣告の」を「取消事由(1)又は(4)に該当する」に改め、同法(法)3中「後見開始又は保佐開始の審判の」を「取消事由(2)に該当する」に改める。

第十条第九号中

「管理する建築士事務所を	ふりがな	登録番号	年月日
	氏名		
「管理する建築士事務所を	ふりがな	登録番号	年月日
	氏名		

「管理する建築士事務所を	ふりがな	登録番号	年月日
	氏名		
「管理する建築士事務所を	ふりがな	登録番号	年月日
	氏名		

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十二号

福岡県財務規則等の一部を改正する規則

(福岡県財務規則の一部改正)

第一条 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「行つとともに、臨時の出納員異動報告書(様式第一号の二)を会計管理局会計課長に提出しなければならない。」を「行つものとする。」に改める。

第十条第二項中「行つとともに、現金出納員の異動報告書(様式第二号)を会計管理局会計課長に提出しなければならない。」を「行つものとする。」に改める。

第十条の二第四項を削る。

第十一条中「部長」を「課長」に改める。

第五十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十四条第三項の規定にかかわらず、取りまとめて払い込む金額を一括して調定することができる。

第五十三条の二第二項中「取引店及び」を削る。

第七十八条第一項中「領収証紙返還願」を「領収証紙返還申請書」に、同条第二項中「領収証紙返還許可証」を「領収証紙返還証」に改める。

第七十九条第一項中「領収証紙交換願」を「領収証紙交換申請書」に、同条第二項中「領収証紙交換許可証」を「領収証紙交換証」に改める。

第八十五条の四の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者)

第八十五条の五 部長は、地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示し、その指定した内容について、会計管理局長に報告しなければならない。

第九十二条の二第一項中「直ちに会計管理者」を「直ちに別表一の三の項に規定する出納員」に改め、同条第二項中「会計管理者」を「別表一の三の項に規定する出納員」に改める。

第九十六条第二項の表経費の欄中「掲げる経費」の下に、「納付書により支払つための経費」を加える。

第九十七条第七項を次のように改める。

7 資金前渡職員は、知事が別に定める給与、児童手当及び賃金の支払を行う場合、本庁において第百八条及び第百十一条の規定により支払を行う場合並びに第百九条及び第百十条の規定により債権者登録を行っていない者に支払う場合を除き、口座振替一覧表に支払の都度、支払年月日及び支払内容等を記載し、整理しなければならない。

第九十七条第八項中「適時に、前渡資金出納簿」を「月の末日に、口座振替一覧表」に改める。

第九十八条第二項に次の一号を加える。

三 緊急用前渡資金として交付した経費 前渡資金差引簿（会計年度終了時において精算する場合を除く。）

第百条に次の一号を加える。

五 損害保険料

第百四条第一項及び第二項並びに第百六条第一項及び第二項前段中「会計管理者」を「別表一の三の項に規定する出納員」に改める。

第百七条の二第二項中「取引店及び」を削る。

第百四十五条第二項中「情報通信の技術の利用により行う公有財産の売払いに係る入札」を「公有財産を売払う場合において、情報通信の技術の利用により行う入札及び入札から落札者の決定までに一定の期間を設ける入札」に改め、「の場合」を「に

付するとき」に改める。

第百五十一条第一項ただし書中「四十万円未満の物品を購入する場合」の下に「及び事前決裁が不要なもので随意契約の方法による場合」を加える。

第百六十三条第一項中「物品購入及び賃借に係るものにあつては様式第三百三十二号」を「に係るものにあつては様式第三百三十二号その一により、物品購入及び賃借に係るものにあつては原則として様式第三百三十二号その二及びその三」に改め、同項第七号中「取引の実例価格」を「取引の実例価格等」に、「五万円」を「十万円」に改め、「需用品及び原材料品」の下に「並びに一件の契約金額が十万円以下の役務費及び使用料及び賃借料」を加える。

第百七十三条第一項中「三・七パーセント」を「三・六パーセント」に改める。
第百八十三条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、工事請負及び委託に係る契約以外の契約において履行完了の確認をした場合は、確認した職員が請求書に確認した旨及び確認年月日を記載し、記名押印することにより検査調書の作成に代えることができる。

第二百条の三第二項中「取引店及び」を削る。

第二百五十五条第一項中「立会のうえ、引継書と照合のうえ受領し、引継ぎをした部長等」に行政（普通）財産受領書（様式第百五十八号）を交付しなければならない」を「立会し、引継書と照合のうえ受領するものとする」に改める。

第二百六条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十三条第一項第五号に規定するポスター掲示場の設置のため土地を使用させるとき。

第二百八条中「第二号」を「第三号」に改める。

第二百三十八条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品

第二百四十条第一項中「前渡資金購入物品引継書（様式第百七十七号）」を「精算書」に改め、同条第二項中「前渡資金購入物品引継書」を「精算書」に改める。

第二百四十一条ただし書中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百四十二条第三項中「請求書」を「納品書」に改める。

第二百四十六条第四号に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第二百四十七条第一項中「物品管理者」の下に「（本庁にあつては各課長（警察本部会計課長を除く。））」を加える。

第二百六十三条第四号中「認めた」を「定める」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 パーソナルコンピュータ

別表一の三の項下欄中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第六六条に規定する科目及び会計の区分等の更正に関する事務を行うこと。

別表二北九州市警察部の項中「総務課課長補佐」を「機動警察隊会計班長」に改める。

別表三総務事務センターの項の次に次のように加える。

市町村支援課	収支報告書等の写しの交付等に係る費用の収納を担当する職員	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写しの開示及び同法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の写しの交付に係る費用の収納及び収納金の払込み並びに歳計現金（つり銭資金）の出纳及び保管
--------	------------------------------	---

別表四中

11 需用費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 賄材料費 飼料費 医薬材料費	契約を締結すると き （請求のあつたと き）	契約金額 （請求のあつた額）	物品購入（修繕） 伺書 予定価格調書 入札（見積）書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 仕様書又は請書の 附属書類 （検針表） 請求書 計算書	食糧費、 光熱水費 及び単価 契約に係るものは 括弧書によるものとする。
--	---------------------------------	-------------------	--	--

を

11 需用費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 賄材料費 飼料費 医薬材料費	契約を締結すると き （請求のあつたと き）	契約金額 （請求のあつた額）	物品購入（修繕） 伺書 予定価格調書 入札（見積）書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 仕様書又は請書の 附属書類 （検針表） 請求書 計算書	食糧費、 光熱水費 及び単価 契約に係るものは 括弧書によるものとする。
--	---------------------------------	-------------------	--	--

に

16 原材料費 工事材料費 加工用材料費	契約を締結すると き （請求のあつたと き）	契約金額 （請求のあつた額）	物品購入伺書 品質数量調書 仕様書 予定価格調書 入札（見積）書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 （請求書） 仕様書又は請書	単価契約によるものは、括弧書によるものとする。
----------------------------	---------------------------------	-------------------	--	-------------------------

を

16 原材料費 工事材料費 加工用材料費	契約を締結すると き （請求のあつたと き）	契約金額 （請求のあつた額）	物品購入伺書 品質数量調書 仕様書 予定価格調書 入札（見積）書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 仕様書又は請書	単価契約によるものは、括弧書によるものとする。
----------------------------	---------------------------------	-------------------	---	-------------------------

に

め、同表備考四中「賃借料」の下に、「原材料費」を加え、「並びに原材料費に係る支出負担行為のうち契約金額が一件五万円以下のもの」を削る。
別表六取得の部中

二 第二百四十条 第一項の規定に より引継ぎを受 けたとき。		使用責任者	会計管理者	(前渡資金購入)物品出納通知書(様式第百九十八号その二)により通知すること。
財務担当所長	会計課長	別表一の四の項に規定する出納員	財務担当所の出納員	

を

18 備品購入費 庁用器具費 機械器具費 動物購入費	契約を締結するとき	契約金額	物品購入何書 品質数量調査 仕様書 予定価格調査 入札(見積)書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 契約書又は請求書	一件の金額 千円以上 十万円以下 のもの (工事請負に係るものは八千円以上) のもの
--	-----------	------	--	---

に改

18 備品購入費 庁用器具費 機械器具費 動物購入費	契約を締結するとき	契約金額	物品購入何書 品質数量調査 仕様書 予定価格調査 入札(見積)書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書 契約書又は請求書	一件の金額 千円以上 十万円以下 のもの (工事請負に係るものは八千円以上) のもの
--	-----------	------	--	---

を

五 第二百四十二条 第一項第二号 の規定により検 収がなされたとき。	使用責任者	会計管理者	(購入)物品出納通知書(様式第百九十八号その二)により通知すること。ただし、第二百三十八条第一項ただし書、第二百三十八条第三項及び第四項により物品購入(修繕)何書(様式第
---	-------	-------	---

を

八 第二百四十二条 第二項の規定 により検収がな されたとき。	使用責任者(警察本部を除く。)	会計管理者	(購入)物品出納通知書(様式第百九十八号その二)により通知すること。ただし、第二百三十八条第一項ただし書、第二百三十八条第三項及び第四項により物品購入(修繕)何書(様式第百七十五号)により通知すること。
七 第二百四十二条 第一項第四号 の規定により検 収がなされたとき。	財務担当所長	財務担当所の出納員	

に、

二 第二百四十条 第一項の規定に より引継ぎを受 けたとき。	使用責任者	会計管理者	(前渡資金購入)物品出納通知書(様式第百九十八号その二)により通知すること。ただし、第二百六十三条の規定により記帳を省略するものにあつては精算書(様式第八十三号)により通知すること。
---	-------	-------	---

- 9 返納金等の収納に使用する場合、歳入科目の欄には返納金等と、調定番号の欄には返納番号を記入すること。
- 10 歳入歳出外現金の収納に使用場合は、歳入科目の欄には歳入歳出外現金と、調定番号の欄には受入命令番号を記入すること。

様式第百四十四号及び様式第百十六号中「第56条」及び「第57条」に於ける。

様式第百十四号中「領収証紙返還願」及び「領収証紙返還申請書」に「願出人」及び「申請者」に「許可されるようお願いします。」及び「申請します。」に「・領収証紙の購入目的」及び「(1)領収証紙の購入目的」に「・購入場所」及び「(2)購入場所」に「・返還を希望する理由」及び「(3)返還を希望する理由」に「・返還希望場所」及び「(4)返還希望場所」に於ける。

様式第百十四号中「領収証紙返還許可証」及び「領収証紙返還証」に「願出人」及び「申請者」に「返還願」及び「返還申請」に「許可する。」及び「認めます。」に於ける。

様式第百十四号中「領収証紙交換願」及び「領収証紙交換申請書」に「願出人」及び「申請者」に「許可されるようお願いします。」及び「申請します。」に「・領収証紙の購入目的」及び「(1)領収証紙の購入目的」に「・購入場所」及び「(2)購入場所」に「・交換を希望する理由」及び「(3)交換を希望する理由」に「・交換希望場所」及び「(4)交換を希望する場所」に於ける。

様式第百十四号中「領収証紙交換許可証」及び「領収証紙交換証」に「願出人」及び「申請者」に「交換願」及び「交換申請」に「許可する。」及び「認めます。」に於ける。

様式第百八十号及び次のものに於ける。

様式第80号 削除

様式第百二十三号中

資金前渡概算払額 と精算額が同額の 場合	精 算			精算確認		
	年	月	日	年	月	日
			課 (財務担 当所長)			出納員

資金前渡概算払額 と精算額が同額の 場合及び前渡資金 購入物品を引継ぐ 場合	精 算			精算確認		
	年	月	日	年	月	日
			課 (財務担 当所長)			出納員

に於ける。

様式第百十六号中「**配達記録**」及び「**簡易書留**」に於ける。

様式第百四十三号中「第110条」及び「第106条」に於ける。

様式第百四十一号及び百三十三号中「第377/パーセント」及び「36/パーセント」に於ける。

様式第百四十七号及び次のものに於ける。

様式第157号 (第215条)

殿

行政財産引継書

部長

印

第 年 月 日

下記の財産は、行政財産であったが、 普通財産であったが、 月 日付けで 用途廃止 所属換え することに決定されたから関係図面を添えて引き継ぎます。
記

種 目	() 前の用途	所 在 地	地 目	数 量				価 格		現 況	摘 要
				土地	建 物		その他	台帳	時価		
					床面積	延床面積					
			土地 m ²								
(用途廃止、所管換又は所管換の理由、参考事項等)											

備考 1 土地の場合の関係図面

- (1) 土地台帳副本写し (2) 登記簿謄本 (3) 位置図 (4) 求積図(実測図) (5) 字図 (6) 当該土地を取得した際の契約書写し等
 - (7) その他参考資料(例えば、処分が予想される普通財産で譲受希望者がいる場合は、買受願、無償譲受願、陳情書等)
- 2 建物の場合の関係図面
- (1) 建物台帳副本写し (2) 登記簿謄本(登記を要するものに限る。) (3) 位置図 (4) 平面図(実測図) (5) 評価調書(処分が予想される普通財産の場合は、その状況に応じて現存による評価又は解体撤去による評価とすること。) (6) 当該建物を取得した際の契約書写し等 (7) その他参考資料(例えば、処分が予想される普通財産で譲受希望者がいる場合は、買受願、無償譲受願、陳情書等)
 - 3 土地及び建物以外の関係図面については、引継ぎの際、当事者間で相互に協議して決めること。
 - 4 その他の欄には、土地及び建物以外の財産(例えば工作物等)を引継ぐ場合に記入すること。

行政財産受領書

上記の財産を実地立会のうえ 年 月 日に受領しました。

部長

印

第 年 月 日

様式第百五十八号を次のように改める。

様式第158号 削除

様式第百七十五号中「備考」を「備考(短縮印)」に改め

、様式第百七十五号及び様式第百七十五号の二中

年 月 日	登録確認、 出納簿、出 納整理簿、記 帳印	印	物品出納通知書 上記物品 について の出納通知の決 定があったので 受入の上、払い出してくだ さい。	課長(財 務担当所 長)	出納 印
-------	--------------------------------	---	--	--------------------	---------

を

年 月 日	検収印	物品出納通知書 上記物品 について の出納通知の決定があっ たので 受入の上、払い出してくだ さい。	出納通知確認印
-------	-----	--	---------

に

改める。

様式第百七十七号を次のように改める。

様式第177号 削除

(福岡県財務規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県財務規則の一部を改正する規則(平成十三年福岡県規則第三十四号)の

一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二・五」を「百分の二・二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号

)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 勤務時間は、一日につき二時間以上とすること。ただし、条例第十条に規定する

祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他人事委

員会の定める日については、七時間四十五分(地方公務員法(昭和二十五年法律第

二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二

十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の

五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」

という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以

下「育児休業法」という。)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「

任期付短時間勤務職員」という。)にあっては、当該職員の条例第三条第三項の規

定による四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により

勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間)とすること。

第六条第二項を削り、同条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務

時間の割振り変更」に、「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同項を同条

第二項とする。

第六条第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」

に改め、同項を同条第三項とする。

第八条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第十二条第一項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第二号中「百六十時

間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を

「七時間四十五分」に改める。

第十二条の二第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十三条第一項中「四時間以下」を「条例第三条第二項本文に規定する一日の勤務時間の時間数の二分の一以下」に、「四時間を」を「当該勤務時間の時間数の二分の一」に改め、同条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十四条中、「半日又は一時間」を「又は一時間」に改める。
 第十六条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第二号の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年条例第五号。以下「改正条例」という。）による改正前の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十一條第一項の規定に基づき勤務を命じられた休日について、同項に規定する代休日として改正条例の施行の日以後の日を指定した場合におけるこの規則による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十一條第一項の規定の適用については、改正前の勤務時間条例第三条第二項又は第四条第一項の規定により当該休日と割り振られた勤務時間と改正後の勤務時間条例第三条第二項又は第四条第一項の規定により当該代休日として指定した日に割り振られた勤務時間は、それぞれ同一の時間数とみなす。

3 平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日における年次休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成二十一年における年次休暇の日数については、同年一月一日から施行日の前日までの間の半日の年次休暇の使用を四時間の年次休暇の使用とみなして得られる同日における年次休暇の残日数とする。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「4番」を「3番」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「次のとおり」を、「次に掲げる時間」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「交替制等勤務職員又は再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員のうち交替制等勤務職員以外の職員で、」を削り、「割振り変更前の正規の勤務時間」を「県職員給与条例第十五条第二項、警察職員給与条例第十四条第二項及び学校職員給与条例第十五条第二項に規定する割振り変更前の正規の勤

務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）に、「前号」を「次号」に、「にあつては、」を「における」に改め、「掲げる」の下に「区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号口中「を差し引いた時間数に相当する」を「に相当する時間数を差し引いて得られる」に改め、同号を同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 職員に休日勤務手当が支給されることとなつた日が属する週における次に掲げる区分に応じ、次に定める時間

イ 当該週の正規の勤務時間が四十時間に当該休日勤務手当を支給されることとなつた時間に相当する時間数を加えて得られる時間以下の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

ロ 当該週の正規の勤務時間が四十時間に当該休日勤務手当を支給されることとなつた時間に相当する時間数を加えて得られる時間を超える場合 四十時間から割振り変更前の正規の勤務時間に相当する時間数を差し引いて得られる時間に当該休日勤務手当を支給されることとなつた時間に相当する時間数を加えて得られる時間（勤務時間条例第四条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員で、割振り変更前の正規の勤務時間が四十時間を超える場合にあつては、四十時間に当該休日勤務手当を支給されることとなつた時間に相当する時間数を加えて得られる時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いて得られる時間）

第十五条の二第一項第二号イ中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に改める。

第十七条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に、「任期付短時間勤務職員」を「育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改める。

別表第二医療職給料表(二)の項及び医療職給料表(三)の項中「職務の級4級及び3級の職

職」を「職務の級4級の職及び3級の職」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「~~職 品~~職務」を「~~職 品~~勤務」に、「~~育児短時間勤務~~した」を「~~育児短時間勤務をした~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則）

会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣
福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則(平成十二年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣
福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則(昭和六十一年福岡県人事委員会規則

第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣
福岡県人事委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十一条の表事務局次長の決裁事項の項及び課長の決裁事項の項中「副課長」を「課長が指定する職員」に改め、同表副課長の決裁事項の項を削る。

別表第一給与公平課の項第一項を次のように改める。

課 平 公 与 給	名 課
<p>1 第三条第一項第一号の規定により、フレックスタイム制において七時間四十五分の勤務時間(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日の平均勤務時間)が割り振られる日を定めること。</p> <p>2 第三条第三項の規定により、フレックスタイム制において職員の申告どおりに勤務時間を割り振らない場合の基準を定めること。</p>	<p>一 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号)に基づく次の事務</p> <p>事 項</p>

別表第一給与公平課の項第二十項を次のように改める。

3	第三条第四項第二号の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の割振りの変更の基準を定めること。
4	第四条第二項の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の申告簿等について必要な事項を定めること。
5	第六条の二の規定により、休憩時間を一斉に与えないことができる勤務を定めること。
6	第九条第二項の規定により、国の行事が行われる日で正規の勤務時間において職員に宿日直勤務と同様の勤務を命ずることができる日を指定すること。
7	第十一条第三項の規定により、休日の代休日の指定の手續に關し必要な事項を定めること。
8	第十二条の二第一項第一号の規定により、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
9	第十二条の二第一項第二号及び第四項の規定により、再任用職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
10	第十二条の二第二項第三号の規定により、年次休暇について、職員として在職していたと同等の取扱いをする法人に準ずる法人と認めること。
11	第十二条の二第五項の規定により、人事交流等職員のうち使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次休暇の日数を定めること。
12	第十四条の規定により、年次休暇の単位ごとの使用方法について定めること。
13	第十五条第一項の規定により、病気休暇の期間が百八十日となる疾患を定めること。
14	第十六条第一項第四号ロの規定により、ボランティア休暇において活動の対象となる施設を定めること。
15	第十六条第一項第四号ニの規定により、ボランティア休暇について列記された活動以外の活動を承認すること。
16	第十六条第一項第十三号の規定により、出産補助休暇が認められる期間を定めること。
17	第十六条第一項第十八号の規定により、夏季休暇が認められる期間を定めること。
18	第十七条第一項第三号の規定により、介護休暇の要介護者について、事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者を定めること。
19	第二十六条の規定により、勤務の制限又は休暇に關し必要な事項を定めること。

課 平 公 与 給	名 課
	二十 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）に基づく次の事務
1	第五条第二項第二号の規定により、正規の試験の結果に基づいて職員となつた者に準じて取り扱う者を承認すること。
2	第五条第二項第三号の規定により、帰県職員に正規の試験の区分を適用する場合、人事交流先が国等に準ずるものと認めること。
3	第八条第一号の規定により、人事交流等職員の在級年数の特例を承認すること。
4	第八条第二号の規定により、初任給基準等を異にする異動をした職員の内、在級年数の特例を承認すること。
5	第十五条の規定により、職員の職務に直接役立つと認められる職務を定めること。
6	第十五条の規定により、三を超えない範囲内で調整する職員及びその号給数を定めること。
7	第十六条の規定により、人事交流等職員の号給の特例を定めること。
8	第十六条第六号の規定により、人事交流等職員に準ずる者として認めること。
9	第十七条の規定により、特殊の職に採用する場合の号給の決定の基準を承認すること。
10	第十九条第四項ただし書の規定により、在級一年未満の昇格を承認すること。
11	第二十一条第一項の規定により、派遣職員が職務に復帰した場合に準ずる場合を定めること。
12	第二十一条第一項の規定により、派遣職員等の昇格の特例を承認すること。
13	第二十一条第二項の規定により、殉職等の場合の昇格の特例を承認すること。
14	第二十三条第五項の規定により、降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給を定めること。
15	第二十四条第三項の規定により、降格の際の号給の決定の特例を承認すること。
16	第二十八条第一項第二号の規定により、人事交流職員等が初任給基準を異にする異動等をした場合の号給の決定の基準を承認すること。
17	第三十条第二項の規定により、六分の一に相当する期間の日数以上の日数に算入しない場合の事由を定めること。
18	第三十条第二項の規定により、勤務成績が良好であると認められない職

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

- 19 員とみなす職員を定めること。
- 20 第三十条第三項の規定により、経験年数の端数の月数を号給数として調整する職員とその号給数を定めること。
- 21 第三十一条第一号の規定により、昇給の対象となる研修の指定を行うこと。
- 22 第三十一条第二号の規定により、昇給の対象となる表彰の指定を行うこと。
- 23 第三十二条の規定により、特別昇給を承認すること及び昇給日を定めること。
- 24 第三十五条第二項の規定により、初任給基準の改正による在職者調整を承認すること。
- 25 第三十六条第一項の規定により、休職から復職した場合等に号給を調整する方法を定めること。
- 26 第三十六条第二項の規定により、派遣職員が復帰した場合に準ずる場合を定めること。
- 27 第三十六条第二項の規定により、派遣職員が復帰した場合等の号給の調整等の基準を承認すること。
- 28 第三十七条の規定により、派遣職員が派遣中に退職する場合の号給の調整を承認すること。
- 29 第三十八条の二の規定により、任命権者に対し報告を求めること。
- 30 第三十九条の規定により、この規則により難しい場合の別段の定めを承認すること。
- 31 付則第四項の規定により、基準が定められるまでの間の基準の適用を承認すること。
- 32 別表第七の備考第二項第二号の規定により、大学卒とする学歴免許等の資格を認めること。
- 33 別表第六から第十六までの表中の「別に定める」基準を定めること。
- 34 別表第十七の規定により、各学歴免許等の資格に相当する資格を認めること。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）